

「新産業廃棄物最終処分場整備事業 環境影響評価準備書」に対する技術審査会答申（案）の形成

答申案	答申の考え方 ※1：○番号は、「資料1-2」指摘事項と関連しています。 ※2：____は、指摘事項からの追記、変更した点。 ※3：解説は太字。 ※4：関連ページは、準備書本編のページ数。	備考 【委員名】 (専門分野)
<p><b>【1 全般的事項】</b></p> <p>(1) <u>当事業は、既に開発済みの土地（採砂場）を利用する事業であることから、一般的な開発事業と比較して、造成に伴う大気環境（粉じん、騒音、振動等）を含めた自然環境への影響が小さいことが想定される。</u> <u>しかしながら、事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境への影響の回避・低減にさらに配慮すること。</u></p>	<p><b>【参考：新産業廃棄物最終処分場整備事業 方法書】</b> <b>【参考：（仮称）富谷市成田二期北土地区画整理事業 準備書】</b></p>	
<p>(2) <u>環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。</u></p>	<p>(環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。) <b>【参考：（仮称）富谷市成田二期北土地区画整理事業 準備書】</b></p>	
<p>(3) <u>対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）周辺の住民、関係自治体である大和町、大郷町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</u></p>	<p>(環境影響評価を進めるに当たって事業者が配慮すべき基本的項目。) <b>【参考：（仮称）富谷市成田二期北土地区画整理事業 準備書】</b></p>	
<p>(4) 環境影響評価に当たっては、影響が「ある」、「ない」と言った紋切り型の評価を行うのではなく、基準を満足するかと併せてどの程度の影響が生じるかを論理的に予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講ずること。</p>	<p>① 環境影響評価に当たっては、影響が「ある」、「ない」と言った紋切り型の評価を行うのではなく、基準を満足するかと併せてどの程度の影響が生じるかを論理的に予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講ずること。</p>	<p><b>【平野会長】</b> (景観)</p>
<p>(5) <u>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によって規定されている各種モニタリングをする項目について、評価書に記載すること。</u></p>	<p>平野会長との打合せにより、追加。</p>	<p><b>【平野会長】</b> (景観)</p>

<p><b>【2 個別的事項】</b></p> <p>(1) 騒音  工事用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については、実態を踏まえた環境基準を適用し、<u>評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。</u></p>	<p>騒音  ① 工事用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については、<u>実態を踏まえた環境基準を適用すること。</u></p>	<p><b>【永幡委員】</b>  (騒音)</p>
<p>(2) 植物  <u>当該事業区域内及び近接地には、湿性地に生育する稀少植物種が多数存在するが、予測結果については工事・存在ともに影響はないと記載されている。これらの湿性植物は、生育する地点における水環境の変化による影響を大きく受けると考えられるので、乾燥化のようなことが起きると生育が困難になる。道路建設による植生への影響圏が30m以内であるという文献を根拠に影響が出ないと予測しているようだが、湿性地在成立している要因は単純ではない可能性があるため、詳細な検討を行い、評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。</u></p>	<p>植物  ① この事業地内及び近接地には、湿性地に生育する稀少植物種が多数存在するが、予測結果については工事・存在ともに影響はないとの記述 <u>(p713-719)</u> となっている。これらの湿性植物は、生育する地点における水環境の変化による影響を大きく受けると考えられるので、乾燥化のようなことが起きると生育が困難になる。道路建設による植生への影響圏が30m以内であるという文献を根拠に影響がないという主張のようだが、湿性地在成立している要因は単純ではない可能性があるため <u>(そもそもこの事業が道路建設と同じといえるかどうか不明)</u>、<u>もう少し詳細な検討を行うこと。</u></p>	<p><b>【牧委員】</b>  (植物)</p>

**【答申（案）に反映しなかった指摘事項】**

・個別的事項

水質① 検出されたダイオキシンが農薬由来であることが分かる資料を示すこと。【平野会長、内田委員】

動物① 供用後はどのような環境保全措置に努めるのか示すこと。【関島委員】

生態系① 水質で検出されたダイオキシンが生態系に与える影響について資料を示すこと。【平野会長、田口委員】

⇒いずれも、答申の審査会の場で回答してもらうべき内容であるため、答申には加えない。